

東北大学法科大学院年次報告書
【平成30年度評価実施】

令和元年6月
東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

1. 法科大学院の概要**(1) 設置者**

		機構使用欄
国立大学法人東北大学		

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名	東北大学大学院法学研究科総合法制専攻	機構使用欄
開設年度	平成16年度	

(3) 所在地

		機構使用欄
宮城県仙台市		

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合
は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

	機構使用欄
<p>教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像</p> <p>現行法体系全体の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をできるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した優れた法曹を育成することを目的とする。</p> <p>社会の中で、法曹は、多様な役割を果たすことを期待されている。一口に法曹といっても、裁判官・検察官・弁護士はそれぞれに異なる責務を担っており、同じ職種でも、専門分野によって職務の内容は大きく異なる。</p> <p>そこで、東北大学法科大学院は、どのような職種や専門分野においても、次の6つの資質と能力が、人々から信頼される法曹として社会で活躍するための基盤となると考え、すべての授業科目を通じて、これらの資質や能力を備えた「優れた法曹」を養成することを目指している。</p> <p>(1)現行法体系全体の構造を正確に理解している。 (2)冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができる。 (3)具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察することができる。 (4)緻密で的確な論理展開をることができる。 (5)他者とコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもっている。 (6)知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している。</p> <p>このような資質と能力を備えることにより、どのような道に進んでも、また社会の変化に伴い法曹に期待される役割が変化しても、社会に貢献することができると考える。</p> <p>さらに、東北大学法科大学院では、幅広い選択科目を用意して、将来の専門分野を選び取るための基礎を提供している。「優れた法曹」としての資質と能力に支えられた専門性を身につけることにより、将来、ジェネラリストとしてもスペシャリストとしても信頼される法曹となることができると考える。</p>	

ディプロマ・ポリシー	<p>東北大学大学院法学研究科総合法制専攻（法科大学院）では、次に掲げる目標を達成した学生に法務博士の学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法曹として活躍するために必要な法理論に関する高度の専門的な知識と法実務に関する基礎的能力を修得している。 ②法曹に要求される現行法体系全体の構造に関する正確な理解を基礎にした緻密での確な論理展開能力と他人とのコミュニケーション能力を修得している。 ③法曹という社会的に重要な職業に就くために必要な幅広い教養と豊かな人間性を備え、それらに裏打ちされた高い職業倫理を身に付けています。 ④社会に生起する様々な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察するための教養と専門性を深めるよう常に研鑽に努めることができます。 	
カリキュラム・ポリシー	<p>東北大学大学院法学研究科総合法制専攻（法科大学院）では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法理論に関する高度の専門的な知識と法実務に関する基礎的能力の修得を可能にするために、基本的な法分野に関する授業科目を体系的・段階的に提供すると同時に、実務家教員による実務に関する授業科目を豊富に提供する。 ②緻密での確な論理展開能力と他人とのコミュニケーション能力の修得を可能にするために、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を中心とした授業方法を採用する。 ③法曹に必要な高い職業倫理を身につけることを可能にするため、実務家教員による法曹倫理に関わる授業科目を提供すると同時に、少人数教育制の下での教員と学生の対話を中心とした授業における討論を通じて、法曹としての心構えや責務についての自覚を深めることを可能にする。 ④広い視野から多様な視点を設定して考察するための教養と専門性を深めることを可能にするため、先端的・学際的・現代的・国際的な法分野に関する授業科目を十分に提供する。 	

(注) 各法科大学院が公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

分類			所属	教授	准教授	講師	助教	計		
専任教員	専属専任教員	研究者・専任教員	研・専	17	2	2		21	機構使用欄	
		実務家・専任教員	実・専	3				2		
		実務家・みなし専任教員	実・み	2				2		
	兼務研究者・専任教員		専・他	学士課程						
				修士課程						
				博士前期課程						
				博士後期課程						
				専門職学位課程						
	兼務実務家・専任教員		専・他	学士課程						
				修士課程						
				博士前期課程						
				博士後期課程						
				専門職学位課程						
兼担教員（学内の他学部等の教員）	兼担			3	7			10		
兼任教員（他の大学等の教員等）	兼任				9			9		
合計				25	9	9	2	4	45	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員(年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法律基本科目							基礎法律科実務	隣接基礎科目学	科展 目開 ・先 端	機構使用欄
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法				
3	1	6	3	1	2	2	6	3	19	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区分		開 設 授 業 科 目							修了に必要な修得単位数		機構使用欄	
		必修科目		選択必修科目		選択科目		合 計				
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数			
法律 基 本 科 目	公法系科目	4	12			2	4	6	16	12	必修科目及び選択必修科目から左記単位を修得し、さらに選択必修科目及び選択科目から4単位以上の修得が必要。	
	民事系科目	9	32			3	6	12	38	32		
	刑事系科目	4	14			2	4	6	18	14		
	その他					1	1	1	1			
法律実務基礎科目		4	10	4	8	4	8	12	26	14	4	
基礎法学・隣接科目						10	20	10	20			
展開・先端科目						30	60	30	60	16		
合 計		21	68	4	8	52	103	77	179	96		

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
 2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
 3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
 4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
 5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区分	開 設 授 業 科 目			修了に必要な修得単位数	備考	機構使用欄
	授業科目名	単位数	必修・選択等			
法曹倫理	法曹倫理	2	必修	2 単位		
民事訴訟実務の基礎	民事・行政裁判演習	3	必修	3 単位		
	民事要件事実基礎	2	必修	2 単位		
刑事訴訟実務の基礎	刑事裁判演習	3	必修	3 単位		
法情報調査	リーガル・リサーチ	2	選択	2 単位	法学未修者及び法学既修者全員に、新入生オリエンテーション時において指導を行っている。また、判例の意義と読み方については、基幹科目でも指導を行っている。	
法文書作成	民事・行政裁判演習	3	必修	3 単位		
	民事要件事実基礎	2	必修	2 単位		
	ローヤリング	2	選択必修			
	リーガル・クリニック	2	選択必修			
	エクスターンシップ	2	選択必修			
模擬裁判	模擬裁判	2	選択必修	4 単位		
ローヤリング	ローワリング	2	選択必修			
クリニック	リーガル・クリニック	2	選択必修			
エクスターンシップ	エクスターンシップ	2	選択必修			
公法系訴訟実務の基礎	民事・行政裁判演習	3	必修			
その他						

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
 2. 開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「一」を記入してください。
 3. 法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
 4. 「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※（1）又は（2）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区分	令和元年度	平成30年度	変更内容	機構使用欄
法律基本科目				
法律実務基礎科目				
基礎法学・隣接科目	法学の基礎（選択・1単位）		廃止	
展開・先端科目	トランクショナル情報法（選択・2単位）		廃止	

- （注）1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
 2. 「令和〇年度」欄及び「(〇-1)年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、単位数を記入してください。
 3. 「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区分	講義	演習	実習	その他	機構使用欄
1単位当たりの授業時間	15時間	30時間	45時間		
1年間の授業期間	前期： 4月 8日（月）～ 7月 29日（月） 8月 1日（木）～ 8月 8日（木）（試験期間） 後期： 10月 1日（火）～ 12月 24日（火） 1月 6日（月）～ 1月 27日（月） 1月 30日（木）～ 2月 6日（木）（試験期間）				
各授業科目の授業回数(単位) (集中講義は除く)	15回（2単位）				

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
 2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区分	単位数	備 考	機構使用欄
1年次	31		
2年次	36	第2年次における履修科目として登録できる単位数の上限に、エクステーンシップ（2単位）は含まない。	
3年次 (最終年次)	44		

- (注) 1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
 2. 基準3-3-1(1)ア又はイに該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、アに該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区分	内容					備考	機構使用欄
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方	きわめて優秀	90 点	～	100 点	若干名	ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、左記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りではない。	
	優秀	80 点	～	89 点	20%を上限とする		
	良好	70 点	～	79 点	40%を標準とする (±20%)		
	能力や知識が一応の水準に達している	65 点	～	69 点			
	最低限の水準には達していないが、一応の水準に達するためになお努力をする	60 点	～	64 点	40%を標準とする (±20%)		
	最低限の水準に達していない	0 点	～	59 点			
成績評価における 考慮要素	成績は、定期試験（筆記試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（小テストや課題の成績、授業における発言内容、授業への出席状況を含む。）を考慮要素とする。					左記成績評価における考慮要素については、学生便覧及びシラバスで周知するとともに、年度当初に学生向けに行う総合履修指導でも周知している。	

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
 2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区分	具体的措置	機構使用欄
成績評価についての説明を希望する学生への説明の機会の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・成績不服申立て制度 再試験を行わなかった授業科目において、不合格となった学生は、成績評価に対する不服申立てを行うことができる。 ・成績評価説明請求制度 再試験を行わなかった授業科目において、不合格となった学生は、成績評価不服申立て制度とは別途に、その成績評価についての担当教員による説明を請求することができる。 ・個別講評の実施 第1年次基本科目、第2年次基本科目及び基幹科目の不合格者（成績の単位加重平均値が65点未満である者を含む。）に対して、担当教員は、本人の申し出により、当該年度内に個別講評の機会を設け、学習上の指導を行うものとする。 	
教員間における各授業科目の成績評価に関するデータの共有	法科大学院運営委員会において、教員に配付している。	

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区分	具体的措置	機構使用欄
成績評価の基準（採点のポイント等）	定期試験の解説・講評（レジュメの配付、TKC法科大学院教育支援システムへの掲示等の方法によることを妨げない。）を行っている。	
成績分布データ	TKC法科大学院教育支援システムへ掲示している。	

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験（本試験）・再試験・追試験

①制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考	機構使用欄
期末試験 (本試験)		授業科目の授業回数の3割を超えて欠席をした者については、当該授業科目について定期試験等の受験が認められないことがある（正当な理由なく又は無断で、授業科目の授業回数の2割を超えて欠席をした者についても同様。）。但し、正に3割（正当な理由なく又は無断で欠席の場合は2割）を超える回の欠席事由が新型インフルエンザその他の「感染症」（学校保健安全法〔昭和33年法律第56号〕19条）罹患である場合を除く。		
再試験	有	試験に合格しなかった者（不合格者）のうち、当該授業科目の担当教員が特に認めたものについては、再度の試験が行われることがある。ただし、第1年次基本科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対して、後期に再度の試験が行われる。		
追試験	有	やむをえない事由（忌引き、病気その他これに匹敵する事由に限る。）により試験（再度の試験を除く。）を受けられなかつた者については、別途に試験を行う。		

- （注）1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
 2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
 3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験（本試験）と異なる取扱いを定める場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
 4. 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入してください。

②実施方法における配慮等

具体的措置	機構使用欄
第1年次基本科目、第2年次基本科目及び基幹科目における筆記試験の採点については、匿名性が確保されるよう、学籍番号・氏名欄を隠した答案で行っている。	

(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

	機構使用欄
標準修業年限 (長期履修)	3年 (4年)
単位数	96単位以上
GPA※	無
修了試験	無

- (注) 1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
 2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法：

機構使用欄

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区分	法律基本科目の単位数	法律基本科目以外の単位数	修了要件単位数	備考	機構使用欄
単位数	法学未修者	58～62	38～34	96	
	法学既修者	30～34	38～34	68	

(注)「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。

(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い

区分	取扱い	機構使用欄
入学後の修得単位	<p>東北大学法科大学院規程 第9条 学生は、本研究科長の許可を得て、運営委員会の議を経て、法科大学院長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。</p> <p>第10条 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると運営委員会の議を経て、法科大学院長が認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると運営委員会の議を経て、法科大学院長が認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。 3 留学の期間は、在学年数に算入する。 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合に準用する。</p> <p>第11条 第9条の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、運営委員会の議を経て、法科大学院長が定めるところにより、法科大学において修得した単位とみなす。 2 前項の規定により、法科大学院において修得したとみなすことのできる単位数は、第3条第1項の規定又は第13条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて33単位までとする。</p>	
入学前の修得単位	<p>東北大学法科大学院規程 第3条 通則第11条の規定により入学を許可された者が、入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目に係る既修得の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、運営委員会の議を経て、法科大学院長が定めるところにより、法科大学院において修得したものとみなすことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 東北大学大学院又は他の大学の大学院 二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの又は通則第15条第5号に規定する国際連合大学 <p>2 前項の規定により、法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第11条第1項の規定により修得したものとみなす単位数（通則第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。</p>	

法学既修者認定単位	東北大学法科大学院規程 第13条 3 運営委員会の議を経て、教授会の審議に付し、本研究科長が法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）については、法科大学院の第1年次に在学し、第1年次基本科目の授業科目28単位を修得したものとみなす。	
十分な実務経験を有する者の取扱い	該当無し	

（注）「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

(8) 法学既修者の認定

		機構使用欄
法律科目試験の対象分野	憲法, 民法, 商法, 刑法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法	
履修免除対象	第1年次に配当される第1年次基本科目（必修の法律基本科目）すべての単位	
履修免除単位数	28単位	
出題及び採点において、公平を保つことができるような措置	<p>出題に当たっては、東北大学法学部の定期試験の出題内容との不当な一致などがないよう留意する。そのために、法学専門科目筆記試験を作題する教員には、担当科目と関連する東北大学法学部の過去の定期試験問題3年分及び本年度前期の定期試験問題を配付する。</p> <p>なお、平成30年度実施の平成31年度入試一般選抜（前期）においては、東北大学法学部前期の定期試験前に法学専門科目筆記試験を作題する必要があるため、東北大学法学部前期の定期試験の作題者は、法学専門科目筆記試験の作題者又はチェック委員を兼ねることで、東北大学法学部前期の定期試験の出題内容との不当な一致などを防ぐ方策を探っている。</p> <p>採点は、公平性・匿名性を確保するため、答案紙（受験番号記載、氏名の記載はしない）の受験番号欄を隠したもので行っている。</p>	
他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い	平成31年度入試においては該当無し	

- (注) 1. 「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」欄には、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、公平を保つことができるような措置を記入してください。
2. 「他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い」欄は、他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱いについて具体的に記入してください。

5. 入学者選抜

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的な資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れます。

社会人・他学部卒業者特別選抜（未修）は、社会人としての経験又は法学以外の優れた知見を備えた者のうち、上記のような資質等を有する者を学生として受け入れます。

学部3年次生特別選抜（既修）は、優れた成績を収めた学部3年次生のうち、上記のような資質等を有する者を学生として受け入れます。

機構使用欄

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等	機構使用欄
法学未修者	<p>（一般選抜（前期））</p> <p>第1次選考 ・志願理由書並びに履歴書、大学（学部）の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点</p> <p>第2次選考 ・第1次選考の選考資料…100点 ・小論文試験…200点</p> <p>（社会人・他学部卒業者特別選抜（未修））</p> <p>第1次選考 ・志願理由書並びに履歴書、大学（学部）の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点</p> <p>第2次選考 ・第1次選考の選考資料…100点 ・面接試験…300点</p> <p>（一般選抜（後期））</p> <p>第1次選考 ・志願理由書並びに履歴書、大学（学部）の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点</p> <p>第2次選考 ・第1次選考の選考資料…100点 ・小論文試験…200点</p>	

法学既修者	<p>〈学部3年次生特別選抜（既修）〉</p> <p>第1次選考</p> <ul style="list-style-type: none">志願理由書並びに履歴書、大学（学部）の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点 <p>第2次選考</p> <ul style="list-style-type: none">第1次選考の選考資料…200点（100点を200点に換算する）法学専門科目筆記試験…800点（民法（100点）、商法（60点）、民事訴訟法（60点）、憲法（100点）、刑法（100点）、刑事訴訟法（60点）の総計480点を800点に換算する） <p>〈一般選抜（前期）〉</p> <p>第1次選考</p> <ul style="list-style-type: none">志願理由書並びに履歴書、大学（学部）の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点 <p>第2次選考</p> <ul style="list-style-type: none">第1次選考の選考資料…100点法学専門科目筆記試験…900点（民法（100点）、商法（60点）、民事訴訟法（60点）、憲法（100点）、刑法（100点）、刑事訴訟法（60点）の総計480点を900点に換算する） <p>〈一般選抜（後期）〉</p> <p>第1次選考</p> <ul style="list-style-type: none">志願理由書並びに履歴書、大学（学部）の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点 <p>第2次選考</p> <ul style="list-style-type: none">第1次選考の選考資料…100点法学専門科目筆記試験…900点（民法（100点）、商法（60点）、民事訴訟法（60点）、憲法（100点）、刑法（100点）、刑事訴訟法（60点）の総計480点を900点に換算する）	
-------	---	--

- （注）1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	機構使用欄
入学定員	50 (未修:20, 既修:30)	50 (未修:20, 既修:30)	50 (未修:20, 既修:30)	50 (未修:20, 既修:30)	50 (未修:20, 既修:30)	
志願者数	130	134	112	101	91	
受験者数	106	108	95	78	72	
合格者数	53	54	63	64	56	
競争倍率	2.00	2.00	1.50	1.21	1.28	
入学者数	42	29	44	32	35	
入学定員超過率	0.84	0.58	0.88	0.64	0.70	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例:入学定員30人(未修:20、既修:10))
 3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
 5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \approx 2.77$ となります。)

(4) 入学者選抜の改善

令和2年度一般選抜（前期）（既修・未修）の第2次選考の日程について、受験生の移動等の利便性を図るため、一般選抜（前期）（未修）の小論文試験を1日目（土）の午後に設定し、2日目（日）に一般選抜（前期）（既修）の筆記試験を実施するように試験日程を前年度から改めた。

機構使用欄

（注）本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組（検討状況含む。）について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 司法試験の合格状況

①解釈指針1-1-2-2(1) 関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	機構使用欄
令和元年度	※	※	※	
平成30年度	55	15	0.2727	
平成29年度	69	18	0.2608	
平成28年度	96	23	0.2395	
平成27年度	136	35	0.2573	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
 ※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針1-1-2-2(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
 なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例: 合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567\cdots \approx 0.1756$ となります。)

②解説指針 1-1-2-2(2) 関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	機構使用欄		
		司法試験実施年度									
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計				
平成30年度	25						※	※			
平成29年度	19				5		※	※			
平成28年度	26			10	5		※	※			
平成27年度	32		11	5	2		※	※			
平成26年度	37	15	3	1	3		※	※	※		

(注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。

※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。

2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。

3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。

4. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567\cdots \approx 『0.1756』$ となります。)

(2) 法学未修者

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	0	3	5	8	18	
修了率	0.00	0.21	0.31	0.67	0.42	
特徴的な進路	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	

(3) 法学既修者

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	22	11	14	19	18	
修了率	0.71	0.55	0.70	0.70	0.78	
特徴的な進路	特になし	1名（博士課程進学）	1名（博士課程進学）	3名（国家公務員） 1名（博士課程進学）	特になし	

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268\cdots \approx 0.92$ となります。)
3. 「特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

		機構使用欄
担当組織	評価対応委員会（院長、副院長、前年度の関係委員会委員長等）	
評価項目	<p>自己評価のために評価対応委員会が中心となり、毎年「法科大学院（総合法制専攻）自己評価報告書」を作成し、HPで公表している。同報告書は、外部評価のための基礎資料としても活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育目的と特徴 ・教育の実施体制 　　基本的組織の編成、教育内容・教育方法の改善に向けて取り組む体制 ・教育内容 　　教育課程の編成、学生や社会からの要請への対応 ・教育方法 　　授業形態の組み合わせと学修指導法の工夫、主体的な学修を促す取組 ・学業の成果 　　学生が身に付けた学力や資質・能力、学業の成果に関する学生の評価 ・進路・就職の状況 　　卒業（修了）後の進路の状況、関係者からの評価 ・改善への取組状況 	
自己点検・評価書の公表年・月	平成29年12月	
自己点検・評価書の公表方法	法科大学院HP上にて公表、外部評価委員会委員へ配付	

- (注) 1. 担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月1日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。
 2. 「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月(表紙等に記載の上梓日等)を記入してください。

(2) 自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び評価の結果	改善の事例	備 考	機構使用欄
平成30年度については、認証評価受審の年にあたり、自己点検を実施していないが、令和元年度中に自己点検及び外部評価を実施する予定である。			

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。
2. 本文書作成年度の5月1日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考	機構使用欄
2章	一部の授業科目において、履修区分上の取扱いとは異なり、実態として別個の授業内容で授業及び成績評価が行われているため、改善を図る必要がある。	民事法発展演習については、来年度から科目をI・II・IIIの3つに分割することにした。また、民事・行政裁判演習については、来年度から担当教員が交代することになっているが、行政事件訴訟法7条を踏まえて授業を開拓することを求める予定である。		
3章	一部の授業科目において、シラバスの記載からは必ずしも授業内容が明らかではない授業科目が見受けられるため、組織的にシラバスをチェックする体制を整備するよう、改善を図る必要がある。	教員に対するFD研修において、シラバスの記載方法について注意喚起を行った。また、翌年度のシラバスの内容について、専門職大学院係および教務委員会によってチェックを行う体制を整えた。		
4章	一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に關する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	教員に対するFD研修において、成績評価のあり方について指導を行った。加えて、法科大学院運営委員会（6月19日）において、全教員に対して成績評価のあり方について注意喚起した。		
4章	1授業科目において、期末試験答案に当該授業科目と異なる分野の内容について理解を示す答案が多くあり、当該授業科目の成績評価基準が学生に理解されていないため、成績評価に当たっては、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして学生の能力及び資質を正確に反映した上で、客観的かつ厳正なものとして行う必要があることを全教員に周知徹底する必要がある。	教員に対するFD研修において、成績評価のあり方について指導を行った。加えて、法科大学院運営委員会（6月19日）において、全教員に対して成績評価のあり方について注意喚起した。		

4章	授業における質疑応答等、教員の印象により行う平常点の採点において教員の裁量に委ねられていることから、一部の授業科目において、平常点の成績がほぼ一律満点となっているものがあるなど事実上の出席点として加点されている授業科目があり、また、学生が平常点の考慮要素について認識できていないため、改善を図る必要がある。	教員に対するFD研修において、成績評価のあり方について指導を行った。加えて、法科大学院運営委員会（6月19日）において、全教員に対して成績評価のあり方について注意喚起した。		
4章	1授業科目において、成績評価における考慮要素の配点を超える点数が付けられていることから、成績評価においては、あらかじめ学生に周知された成績評価における考慮要素を遵守するよう全教員に周知徹底する必要がある。	教員に対するFD研修において、成績評価のあり方について指導を行った。加えて、法科大学院運営委員会（6月19日）において、全教員に対して成績評価のあり方について注意喚起した。		
4章	再試験を実施するか否かの判断が教員の裁量に委ねられており、同内容の性質を有する授業科目間でのばらつきが生じ、当該法科大学院としての統一的な方針が明らかでないため、改善を図る必要がある。	再試験の実施について、一切行わないこととするか、又は、未修者コース前期の講義については一律に実施するという範囲で実施することとするか、のどちらかの方向で、制度を改編するよう、カリキュラム委員会で原案を作成したところであり、来年度までに、運営委員会で方針を決定する予定である。		
4章	1授業科目において、期末試験と比較して追試験の問題の方が容易な内容であり、かつ、期末試験の合格答案と比較して同一水準で実施されているとはいえないため、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう、改善を図る必要がある。	教員に対するFD研修において、追試験のあり方について指導を行った。加えて、法科大学院運営委員会（6月19日）において、全教員に対して追試験のあり方について注意喚起した。		
11章	自己点検及び評価において入学者選抜における志願者数及び受験者数が評価項目に含まれていないため、評価項目に含めるよう改善を図る必要がある。	今年度実施の自己点検及び評価から、入学者選抜における志願者数及び受験者数を評価項目に含める。		

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
 2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
 3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。